



令和 2 年 6 月 1 8 日
自転車活用推進本部

自転車通勤・通学の促進に関する当面の取組について

～「新しい生活様式」を踏まえ、一層の促進を図っていきます！～

自転車活用推進本部においては、自転車活用推進計画に基づき、自転車通勤等の促進に取り組んできたところです。この度「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、感染の拡大を防止するため、政府及び地方公共団体は、自転車通勤を含め人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行うこととされたところです。これを踏まえ、各都道府県・政令指定市他関係機関と連携して、自転車通勤・通学の一層の促進を図ることとし、下記の取組を推進することとしました。

1. 企業・団体等における自転車通勤制度の導入の促進について

(1) 企業等への自転車通勤導入の促進（別紙 1）

企業等が過度な負担なく、円滑かつ適切に自転車通勤制度を導入できるように、「自転車通勤導入に関する手引き」の活用や、チラシの配布、HP における情報発信等により、企業・団体等に対する自転車通勤制度の導入を促進します。

(2) 「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト（別紙 2）

自転車通勤を積極的に推進する事業者の取組を広く発信するとともに、企業活動における自転車通勤や業務利用を拡大するため、本年 4 月 3 日に創設、募集を開始した、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトについて、7 月に第一回「宣言企業」を認定し、その後、認定企業及びその取組を公表することを予定しています。

2. 自転車通行空間の整備の推進について

(1) 東京 2 3 区内における自転車専用通行帯等の整備推進（別紙 3）

新しい生活様式での自転車交通量増加に対応するため、東京 2 3 区内の国道及び主要都道において、自転車専用通行帯等を今年度約 1 7 km 整備します。

更にこれに追加して、今秋までに東京 2 3 区内を対象として自転車通行空間の整備計画を策定し、概ね 3 年で整備する予定としています。

(2) 全国で同様の整備計画を策定し、整備を推進

3. シェアサイクルの拡大（別紙4）

自転車通勤の1つの形態として考えられるシェアサイクルについて利便性の向上を図るため、以下の取組を促進します。

- ①公共用地等へのポートの設置促進
- ②サイクルポートへの案内看板の設置促進

（参考）企業・団体等の自転車通勤の導入を促進します！

～「自転車通勤導入に関する手引き」の公表～（令和元年5月31日公表）

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001172.html

自転車通勤を推進する企業・団体の認証制度を創設します！

～「『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト」が始まります～（令和2年4月3日公表）

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001172.html

シェアサイクルの在り方検討委員会

<https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/sharecycle/index.html>

お問い合わせ先

国土交通省自転車活用推進本部事務局 和賀、加賀谷
電 話 03-5253-8111（内線38-103、38-225）
03-5253-8497（直通）
F A X 03-5253-1622





○企業、団体等が過度な負担なく、適切かつ円滑に自転車通勤制度を導入できるよう、自転車活用推進官民連携協議会において「自転車通勤導入に関する手引き」を作成し、HPにて公開。

① 自転車通勤制度導入のメリット

- **事業者** : 経費削減、生産性向上、イメージアップ、雇用拡大
- **従業員** : 通勤時間短縮、身体面・精神面の健康増進

② 通勤等における自転車利用の動向

- 自転車利用へのニーズは増加、利用する車種も多様化
- 自転車事故の事故死者数は車の約3分の1

③ 自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項

企業・団体が自転車通勤の導入に二の足を踏む原因となる課題について、具体的に整理・解説

(主な項目)

- **移動経路・距離の設定方法等について**
(労災上の問題との関係、その対応策など)
- **日によって異なる交通手段の利用の取り扱い**
(労災上の問題との関係、その対応策など)
- **自転車通勤手当の設定**
(支給額の設定方法、非課税限度額など)
- **駐輪場の確保と利用の徹底について**
(駐輪場を確保する方法など)
- **更衣室・ロッカー・シャワールーム等の整備** 等



「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト



目的

自転車通勤を推進する企業・団体に対する認定制度の創設により、自転車通勤を積極的に推進する事業者の取組を広く発信し、ひいては企業活動における自転車通勤や業務利用の拡大を図る。
※令和2年4月3日に宣言企業の募集を開始。

概要

自転車通勤を認める企業・団体を自転車活用推進本部長が認定し、自転車通勤の取組を広く発信(事業所単位で申請可)

	宣言企業	優良企業
認定要件	以下の3項目すべてを満たす企業・団体 ①従業員用駐輪場を確保 ②交通安全教育を年1回実施 ③自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化	自転車通勤者が100名以上または全従業員の2割以上を占める宣言企業のうち、以下の1項目以上を満たし、独自の積極的取組や地域性を総合的に勘案し、特に優れた企業・団体 ①定期的点検整備を義務化 ②盗難対策を義務化 ③ヘルメット着用を義務化 ④その他自転車通勤を推進する取組(通勤手当支給、ロッカー・シャワー等の自転車利用環境整備等)
期間	5年間有効(更新可)	宣言企業の有効期間(更新可)
認定ロゴ		

スケジュール

令和2年3月31日

自転車活用推進官民連携協議会で了承(持ち回り)

令和2年4月3日

プロジェクト創設・宣言企業募集開始

令和2年7月予定

宣言企業認定(初回)

企業名を協議会HPで紹介

宣言企業の積極的な取組をPR

令和2年度末頃

優良企業認定(初回)

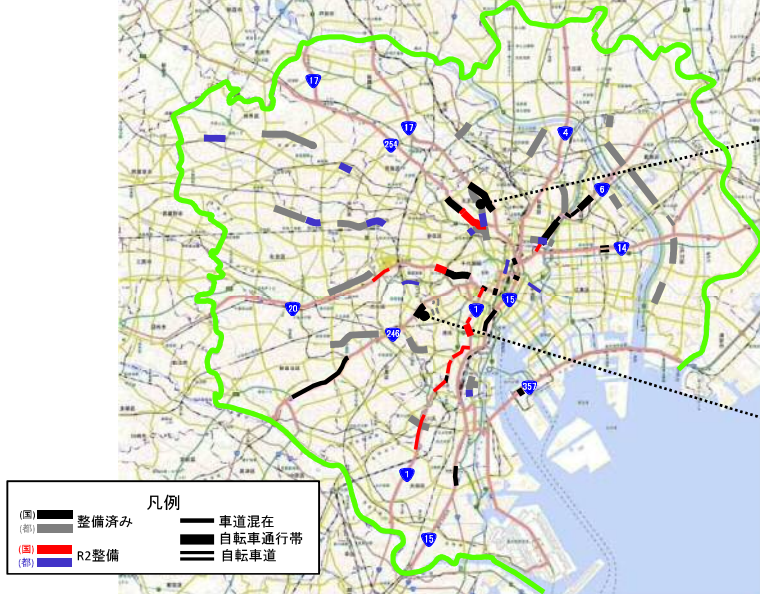
本部長による表彰(5社程度を想定)
企業名と取組を協議会HPで紹介

※宣言企業は随時募集、優良企業は毎年1回認定



- ウィズコロナの新しい生活様式で想定される自転車交通量の増加へ対応するため、東京23区内において、自転車専用通行帯等を今年度、直轄国道で約10km、主要都道についても約7kmの合計17kmを整備予定。
(うち自転車専用通行帯 約8km) ※国土交通省調べ
- さらにこれに追加して、今秋までに東京23区内を対象として自転車通行空間の整備計画を策定し、概ね3年で整備する予定。
- 全国で同様の整備計画を策定し、整備を進める。

東京23区内における自転車専用通行帯等の整備状況(R2整備予定含む)



都道301号(白山通り)
※自転車通行帯の車道側に停車帯を設置



国道246号(青山地区)

シェアサイクルの在り方に関する検討



- 自転車通勤の1つの形態として考えられるシェアサイクルについて利便性の向上を図るため、以下の取組を推進します。

① 公共用地等へのポートの設置促進

公共用地へのサイクルポート設置促進に向けた規制緩和、ルールの明確化について検討を行い、道路上等利便性の高い場所へのポートの設置を促進する



<道路上への配置(ロンドン)>

② サイクルポートへの案内看板の設置促進

シェアサイクルの利用場所を容易に認識できる環境構築のため、案内看板の仕様・設置基準の統一について検討し、鉄道駅等における案内看板の設置を促進します。



<案内看板の統一仕様案>